

# くらしのちえ

第133号

2011年  
12月発行

もくじ

- こんな取引にご用心!! ～最近の消費者トラブルから～ …… P.1～3
- 「子どもの消費者啓発のための標語」入賞作品決定!! …… P.4

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

## こんな取引にご用心!! ～最近の消費者トラブルから～

事例  
1

### ますますエスカレートする悪質な不動産勧誘

職場に、名指しで投資用マンションの勧誘電話がかかってきた。「興味がないから」と伝え電話を切った。すぐに電話をかけてきて、「勝手に切るな。仕事はいつ終わるのか」としつこい。何度断っても電話をかけてくるので、やむなくファミリーレストランで会う約束をしてしまったが、契約するつもりは全くない。

★「断っても、断っても嫌がらせのように電話がかかってくる」などの相談が後を絶ちません。また「会社名を尋ねても答えない」ケースが目立ちます。事業者を特定できないため、苦情も言えない状況でした。

このような中、消費者保護の充実を図るため、以下のように法律が改正されました。

- ポイント①** …… 勧誘に先立って、会社名、勧誘者氏名、勧誘目的であることを告げずに勧誘を行うことを禁止。
- ポイント②** …… 契約しないなど、勧誘を引き続き受けることを希望しない意思表示をした場合、勧誘を禁止。
- ポイント③** …… 迷惑を覚える時間帯(原則午後9時～午前8時まで)の電話や訪問を禁止。

不動産は必要ないです

今後一切の勧誘は  
お断りします



会社名が聞き取れないわ  
もっとゆっくり話して

今何時だと思っているの!  
夜ですよ

## 消費者への アドバイス



- 契約する気がなければ「必要ありません」「お断りします」とすぐに電話を切りましょう。
- 「話も聞かず電話を切るのは失礼だ」「何時間も説明させて契約しないのは、営業妨害だ」と怒鳴られるケースも目立ちますが、勧誘を断る行為は営業妨害ではありません。
- 契約する気がない場合は、絶対に会わないようにしましょう。会わざるをえない場合は、会話を録音して下さい。
- 脅迫、暴力を振るうなど身の危険を感じた場合は110番通報して下さい。宅地建物取引業法では契約後、クーリング・オフできる場合があります。

### 事例 2

## 「不用品を買取る」と言って訪ねてくる事業者に注意!!

「不要になった衣類があれば買取りたい」と電話があり、リサイクル業者からの訪問を受け、衣類を少し買取ってもらった。その後、すぐに「使わなくなった金のアクセサリーはないか」としつこく言われ、ネックレスと指輪を出すと査定されて売り渡すことになってしまった。冷静になると買取価格が安すぎると思い、商品を返して欲しいと申し出たが、買取業者から、金は溶かしてしまったので返せないと言われた。



★昨今、金相場の高騰に伴い、実際はアクセサリー等の貴金属の買取りであるにもかかわらず、そのことを隠し、家庭に埋もれている「洋服、着物、家電製品の不用品を買取る」と電話をかけてきて訪問する買取りが急増しています。

**ポイント①**…… 貴金属等の買取りには都道府県公安委員会発行の「古物商許可証」が必要です。

### 古物商許可証 見本



ただし、古物許可証があれば信用できるというものではありません。

**ポイント②**…… 営業所以外の場所で買取りを行う場合は各都道府県公安委員会発行の「行商従業者証」を携帯する義務があります。顧客から求められた場合は、それを提示する義務があります。

表

<b>行商従業者証</b>	
2cm以上  2.5cm以上 顔写真	氏 名 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日

裏

古物商の氏名又は名称	○○○○
古物商の住所又は居所	○○○○
許 可 番 号	東京都公安委員会許可 第 0000000000000 号
主として取り扱う 古物の区分	○○○○

## 消費者への アドバイス



- リサイクル業者と買取価格の交渉をするのは情報力と交渉力が必要です。金の相場価格は、新聞の経済欄やインターネットで確認ができます。契約前にご自身で相場を確認し、納得してから売却を行ってください。
- 事業者には、買取価格の計算根拠や条件の説明を求め、買取って貰った商品がそれぞれいくらで、合計いくらなのか、金は何グラムあり、いくらにあたるのかなど記載して貰いましょう。
- リサイクル業者(古物商)に1万円以上のものを売る場合、売り手(消費者)は免許証や健康保険証などの身分証明書を提示する義務があります。
- 訪問買取りにはクーリング・オフの規定がありません。いったん事業者の手に渡った商品を取り戻すのは難しくなります。自宅に呼ぶのは慎重にしましょう。また、万が一のために、事業者名、住所、電話番号などを聞いてメモしましょう。

## 不意打ち性 に注意

「不動産の電話勧誘」や「訪問買取り」は、不意打ち性が高くじっくり検討する時間がありません。後日、後悔しないよう、契約は慎重に行いましょう。

## 造幣局東京支局からのお知らせ

### 知っていますかホールマーク!

ホールマークは、指輪やネックレスなどの貴金属製品の品位を証明するマークです。

このマークは、公的な第三者機関である造幣局が、貴金属製品製造企業などからの依頼を受け、品位試験に合格した製品に打刻しています。

造幣局東京支局 お問い合わせ ☎03-3987-3136



日本の公的機関である造幣局が証明していることを示す日の丸



品位(千分率で表した貴金属の純度)  
※この例の場合は9割のプラチナを表す



プラチナを示すマーク  
※金・銀の場合は表示しない

# 「子どもの消費者啓発のための標語」入賞作品決定!!

「子どもの消費者啓発のための標語」募集には、小中学生合わせて124作品の応募がありました。ご応募ありがとうございました。ご応募いただきました作品は、10月14日・15日に開催した消費生活展で展示させていただきました。

入賞作品は、消費生活展に来場された方の投票により次のように決まりました。作品については、台東区ホームページにも掲載されています。



## 【小学生の部】優秀賞作品

「ちょっと待て 本当にそれは 必要か」	黒門小 4年	富坂 早紀
「考えよう お金とみんなが 喜ぶ使い方」	石浜小 4年	山本 愛来
「節電 皆でやれば 日本元気」	東泉小 5年	井上 レイカ
「被災地に 貯めたお金で 寄付しよう」	石浜小 5年	近藤 花純
「それ買うの? 必要なのか 考えて」	田原小 5年	櫻井 晴菜
「無駄遣い やめれば夢への 大一步」	東泉小 5年	中西 純理
「かうまえに よくかんがえて ひつようか」	大正小 5年	水鳥 拓弥
「ちょっとまって 本当にほしいか 考えて」	松葉小 5年	山田 有花
「一円で 生死の分かれ目 貧しい国」	大正小 6年	澁谷 太紀
「おこづかい 使いすぎると もったいない」	金亀小 6年	原島 史和

## 【中学生の部】優秀賞作品

「ゲームセンター まるで 貯金箱」	駒形中 1年	小野田 音々
「危ないよ だまされないで 悪用サイト」	浅草中 1年	松岡 理紗
「ケータイの ワンクリックで 犯罪者」	忍岡中 1年	山上 未菜子
「そのお金 そこで使って 後悔しない?」	御徒町台東中 2年	西田 泰雅
「携帯電話 一つまちがえれば きけんなもの」	御徒町台東中 2年	森田 麻椰
「そのメール、 返信遅いと 友達じゃない?」	桜橋中 3年	薩川 友里

## 台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 4番窓口

**相談は秘密厳守・無料です。**  
**早めの相談が解決の近道です。**

- 多重債務や高金利でお困りの方は、「クレジット・サラ金相談」も常時開設していますので、ぜひご相談ください。

オレンジの  
看板が  
目印です!

